

監 査 報 告

平成30年6月26日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長 宍戸 和 成 殿

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

監事 浅野 良一



監事 中家 華江



独立行政法人通則法第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に
関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、
決算報告書及び給与水準について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のと
おり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査計画書に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員」という。）
との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役職員等からのその
職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、研究所の業務、財産の状況及び
主務大臣に提出する書類の調査を行った。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を
行った。

2 監査の結果

- (1) 関係諸法令及び規則等の実施状況並びに内規等の整備状況は適切に行われているもの
と認めます。
- (2) 研究所の業務は、中期目標・中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に計画ど
おり実施されているものと認めます。
- (3) 研究所の業務運営は、予算に基づき適切かつ効率的に行われているものと認めます。
- (4) 理事長の意思決定は、合理的かつ適切に行われているものと認めます。
- (5) 通則法第19条第6項の主務大臣への提出書類は適正に整理されているものと認めます。
- (6) 理事長がリーダーシップを発揮できる体制は適切に運用されているものと認めます。

- (7) 研究所のリスクマネジメント体制は適切に運用されているものと認めます。
- (8) 研究所の業務が、役職員によって法令等に適合したうえで、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制は適切に運用されているものと認めます。
- (9) 役職員の給与水準は、適正であると認めます。
- (10) 内部統制システムが有効に機能するよう組織構成に適切な情報が伝わる体制並びに役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制は適切に運用されているものと認めます。
- (11) 研究所全体におけるモニタリング体制は適切に運用されているものと認めます。
- (12) インターネットによる講義配信など I C T への対応は適切に行われているものと認めます。
- (13) 財務諸表及び決算報告書は会計帳簿に基づき作成され、法令及び会計規程等に従い研究所の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (14) 入札の実施及び契約の締結が会計規程等に従い実行され、適切な情報開示が行われているものと認めます。
- (15) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。
- (16) 不動産の取得、維持、保存、運用及び処分に関し適正に管理されているものと認めます。
- (17) 機器及び物品の取得、供用、保管等に関し適切に管理されており、不用・遊休物品はないものと認めます。
- (18) 役務は関係法令、契約内容に基づき適切に検査・確認を行っているものと認めます。
- (19) 契約は関係法令に基づき適正に手続しているものと認めます。
- (20) 旅費は関係法令に基づき適正な算定・支出を行っているものと認めます。
- (21) 人件費の支給は関係法令に基づき適正な算定・支給を行っているものと認めます。

以上